

マイナンバーカードの出張申請をご利用ください！

企業や地域団体等で指定した会場に市職員が出向き、マイナンバーカードの申請手続きを一括して行う「出張申請受付」を実施しています。
市役所窓口に出向かなくても申請ができますので、是非ご利用ください。

◎対象団体

- ・ 鶴岡市内に事業所を置く企業等
- ・ 鶴岡市内の地域団体等（町内会・住民会、サークル等）

◎お申込み条件

- ・ 申請希望者（鶴岡市民の方）が概ね10名以上いること
- ・ 申請団体会場や机・椅子等の準備ができること
- ・ パソコンやプリンターを使用するため、電源（コンセント）を準備できること
- ・ 申請希望者の取りまとめや必要書類の配布、申請当日の持ち物等を申請希望者へ周知していただけること

◎お申込み方法

「鶴岡市マイナンバーカード出張受付申込書」に必要事項を記入の上、実施希望日の7日前までにお申込みください。後日、市の担当者からお申込み団体の担当者の方へご連絡いたします。

◎申請できる方

- ・ 申請希望者本人が当日会場に来場できること（15歳未満の方及び成年被後見人の方は、その法定代理人の同行が必要です。）
- ・ 初めてマイナンバーカードを申請される方
- ・ 申請に必要な持ち物を受付当日に持参できること

◎申請に必要な持ち物（申請希望者が準備するもの）

- ・ マイナンバー通知カード（緑色の紙のカード）
- ・ 本人確認書類の原本とそのコピー（下記参照）
※コピーの準備ができない場合は事前にご連絡ください。
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※本人確認書類は Aより1点もしくは Bより2点（有効期限があるものは有効期限内のものに限ります。）

A	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等 ※いずれも顔写真付きのものに限る
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、各種年金証書、生活保護受給者証、医療受給者証、学生証、診察券 等 ※いずれも漢字氏名・生年月日が記載されたものに限る

（注1）マイナンバー通知カードがない場合は、A1点+B1点が必要になります。

（注2）15歳未満の方や成年被後見人の方の場合は、法定代理人の方も同行していただき、上記本人確認書類に加えて、法定代理人の方の本人確認書類（A1点+B1点）が必要になります。（成年被後見人の場合は登記事項証明書等が必要）

◎申請から交付までの流れ

- ①企業・団体で申請希望者を募集（概ね 10 名以上）
↓
- ②「出張受付申込書」を市へ提出
↓
- ③市と日程調整、事前打ち合わせ（申請書類等の事前配布）
↓
- ④「申請希望者名簿」を市へ事前に提出
↓
- ⑤指定の会場へ市職員が出向き、写真撮影と申請受付

★新型コロナウイルス感染症対策のため以下の点にご協力をお願いいたします。

- ・会場へお越しいただく際は必ずマスクを着用してください。
※顔写真撮影時のみマスクを外していただきます。
- ・申請受付前後は、各自手指消毒や手洗いを行うようにしてください。
- ・受付窓口の机には感染対策のため「アクリル板」を設置させていただきます。
- ・受付は基本お一人ずつご案内します。（お一人の所要時間は概ね 5～10 分程度です）
- ・団体担当者の方は申請希望者が多数の場合、会場が密にならないよう申請者の来場に時間差を設ける等対応にご協力をお願いいたします。

- ↓
- ⑥ご自宅に本人限定受取郵便でカードが郵送（申請から約 1 ヶ月～1 か月半後）
※本人限定受取郵便…郵便局が事前に「手紙」で受取日時の確認を行い、指定された日時にご自宅に配達し本人に手渡しする送達方法。
お渡しの際は、配達員が身分証明書（運転免許証・保険証等）を確認します。

【お申込み・お問合せ先】

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号

鶴岡市役所市民課管理係 マイナンバーカード担当

TEL : 0235-25-2111（内線 116） FAX : 0235-25-2148

e-mail : shimin@city.tsuruoka.yamagata.jp